

第11回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成25年4月19日(金) 14:00~16:15
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室
出席者 委員：常本部長、阿部委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、
佐藤委員、篠田委員、本田委員、丸子委員
事務局：小西内閣審議官、内閣参事官ほか
傍聴：文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省ほか

議事

1 大学等に保管されているアイヌ人骨について

① アイヌの人々の人骨の保管状況の調査結果について

- 平成23年6月のアイヌ政策推進会議象徴空間作業部会における、集約の対象となる人骨を特定し返還や集約の進め方に関する検討を行うため大学等におけるアイヌの人骨の保管状況等を把握するという提言を踏まえ、各大学並びに大学共同利用機関に対し平成24年現在の保管状況についての調査を実施した。現在、大学からの回答を精査中であり、変動はあり得るが、現時点での結果概要を報告させていただく。

アイヌの人々の人骨を保管していると回答のあった大学が、北海道大学、東北大学、東京大学、新潟大学、京都大学、大阪大学、札幌医科大学、大阪市立大学、金沢医科大学、天理大学、南山大学の11大学となっている。

収集の経緯については大学によって様々であるが、明治6年から平成23年までの期間に収集されたものである。ただ、直近の収集されたものについては、遺跡の発掘、工事中等によるものである。北海道、樺太、千島列島において、大学の研究者による発掘や、教育委員会による発掘において出土した人骨の調査、郷土史家などの個人からの寄託等を通じて収集されたものである。

人骨の数は、個体ごとに特定できたとの回答があったものが1,633体で、大学別の内訳は、北海道大学1,027体、東北大学20体、東京大学198体、京都大学94体、大阪大学39体、札幌医科大学249体、大阪市立大学1体、金沢医科大学4体、南山大学1体となっている。そのうち個人を特定できるものが23体で、大学別の内訳は、北海道大学19体、札幌医科大学4体となっている。また、北海道大学からは、このほかいくつかの骨については個人を特定できる可能性があるとの回答があった。

個体として特定できなかった人骨は、521箱分の回答があった。このほか人骨を含まない副葬品等が74箱となっている。なお、今回の作業部会に最終的な調査結果として報告できるよう精査を進めている。

- 2008年6月6日、町村内閣官房長官の時に、初めて日本政府としてアイヌを先住民族として位置づけられ、そして活力ある社会を形成する「共生社会」を実現するのだとされた。2008年からもう5年が過ぎたが、扇の要の中の要と言われている慰霊の関係、人骨の関係を私は1日も早くと言ってきた。前倒しでよろしく願いたい。
- 有識者懇談会報告書においては、慰霊施設と文化施設の双方を含むものとしての象徴空間の設置が提言されていたわけであり、そういう形で実現していくべきものと考えているということを確認しておきたい。
- 個人を特定できるもの23体について、個人を特定できる資料はどのようなものがあったのか。
- 大学で書類として残っているデータに基づいて個人が特定できると判断したもの。
- 個体ごとに特定できなかったものは521箱だが、この中にはアイヌ以外の骨が入っている可能性があるものは含まれていないのか。
- アイヌの方の骨ということで回答をいただいている。
- 人骨を含まない副葬品等の74箱を保管しているのはどの大学か。
- 副葬品は天理大学、獣骨は新潟大学、墓標は京都大学の3大学から回答があった。

- 調査の回答について、11大学から保管しているという回答があつて、他の大学から保管は無いという回答があつたということか。
- 保管は無いという形で回答があつたところが大半だが、まだ回答が間に合っていない大学があるので今それを個別に確認する作業を行っている。
- 副葬品を保管していると回答があつたのは天理大学だけで、他の大学は保管していないのか。
- 人骨とは別に副葬品を保管していると回答があつたのは天理大学のみ。なお、調査票の中で副葬品の有無について、その骨に対して副葬品があるかということで質問しているのので、他の大学についても副葬品の有無を確認できるような形になっている。何らかの形で人骨に副葬品なども一緒に入っているという回答は多くある。74箱については副葬品などが人骨とは全く別の形で保管されていたものである。
- 各大学で保管している人骨は、頭骨と四肢骨があると理解してよいか。
- 1,633体のうち大体全身という形で骨が把握できているものが約540体、頭骨のみが約1,010体、これ以外は四肢骨の一部などとなっている。
- 2007年に日本政府も賛成した先住民族の権利宣言の中に、ちょうどこういう遺骨の問題が書かれた条項があり、日本語訳では遺骨と遺骸になっている。遺骨という表現というのは前回1つにして欲しいという意見があつたと思うが、遺骨と遺骸を全て人骨にしていると理解しているのか。
- 今回一般的な意味での人骨という形で調査している。最終的な結果報告の前に、概念なり定義をしっかりとさせていただきたい。
- 遺骨の返還が今まず大前提にあるが、副葬品と人骨を離さないで議論することは大変重要であると考える。
- 一緒に埋葬された副葬品については、きちんとやってもらえると思うが、1,600体程もある骨を人間として早く慰霊施設に入れてもらいたい。その上で研究者も入れながら返還に向けて調べていけばよいわけで、慰霊の関係を1日でも早く進めてもらいたい。
- 副葬品はどのような状態が出したのか、獣骨は何だったのか、墓標はどのような状況で持ってきたのかなどが分かる調査結果となっているのか。
- 基本的に人骨についての調査であり、人骨は入っていないが関連しているだろうと大学で判断して調査票に記載されたものと考えられることから、回答の内容にはそれぞれ濃淡あると思われる。そのため、必ずしもそこまで踏み込んだ記載となっているわけではないが、分かる範囲の中でまとめていきたい。
- 今回は人骨に関する調査がメインとなっており、副葬品に関してはほとんど有無だけを問うに近いものであつたのだろうと思うが、必要に応じてこれから追加的な調査を行うことも考えられるのではないか。

② アイヌ人骨の返還・集約に係る基本的な考え方について

- 前回の部会での議論を踏まえた変更点について説明させていただく。

象徴空間に集約した後の遺骨については、当分の間、返還手続に備えて適切に保管して所要の管理体制を整備する。返還先については、本来の祭祀承継者（遺族のうち祖先の祭祀を主宰すべき者）個人を基本とし、地域のアイヌ関係団体、また本来の祭祀承継者以外の方への返還は、法的論点の整理を含め今後の検討課題とする。返還手続のガイドラインに関して個人が特定できそうな遺骨については、速やかに検討に着手して平成25年度のできるだけ早い時期に返還作業に着手することを目指す。また、個人が特定できない遺骨については、象徴空間への集約や、地域のアイヌ関係団体などへの返還など、法的論点の整理を含め、今後の検討課題とする。

今後の検討課題を整理すると、個人が特定できない遺骨の返還・集約をどう考えていくか。また、地域のアイヌ関係団体などへの返還の在り方をどう考えていくか。加えて、今後発掘されるアイヌ人骨の取扱いについて、象徴空間へ集約するのか、あるいは文化財保護法等に基づく手続で進めるのかなどとなる。

続いて、個人が特定されたアイヌ人骨の返還手続について、どう考えていくべきかその手続に関する

るガイドラインの骨子について説明させていただく。

ガイドラインでの遺骨返還の考え方は、個人名が特定された遺骨については、その取得の経緯いかんにかかわらず祭祀承継者が希望すればその方にお返しするというを基本とする。

また、仮に個人名が特定されたものでも、次のような場合には象徴空間へ移管することを基本とする。1つ目は、祭祀承継者を特定することができなかった場合。2つ目は、祭祀承継者を特定できたがその方が返還を希望されなかった場合。これらの場合については、関係大学において移管までの間、適切に保管する。象徴空間に移管した後については、当分の間、祭祀承継者の特定及び返還に対応するための体制を象徴空間において確保する。

返還に向けた手続については、祭祀承継者の方々から申請をいただきこれに基づいて進めていくという経路、また、大学等で例えば市町村などにも協力をいただき祭祀承継者の特定を図るという経路の2つの可能性を考えている。

祭祀承継者の特定と意向確認ということで、個人名が特定された遺骨については、関係大学においてその個人、または遺族のプライバシーに配慮しながら、必要な範囲内で情報をまず公開するとともに、関係市町村などの協力を得て、その遺骨の子孫となる遺族の方、また関係者を把握できるよう周知に努める。祭祀承継者として遺骨の返還を希望される方についても、自分がその遺骨の祭祀承継者に当たるという書類を付していただき、関係の大学に請求していただく。また、祭祀承継者自身から返還申請がない場合についても、祭祀承継者を特定することができた場合には、この方に対して遺骨を返還するか、または象徴空間への移管のいずれを希望するかを確認し、象徴空間への移管を希望する場合は、それまでの間、関係大学で保管して象徴空間に移管するという手続を考えている。今後の検討課題としては、どういった形で祭祀承継者を特定するか、この点についていろいろと検討しなければならないことがあり、次回の作業部会に向け早急に論点を詰めていきたい。

その後のプロセスとしての返還について、祭祀承継者が遺骨の返還を希望される場合には、関係の大学から祭祀承継者に遺骨を返還し、この遺骨に対応する副葬品がある場合はあわせて返還する。引き渡しの日時、場所、方法などについては個別に協議して決めていただく。

次に、現時点では特定されていないが氏名や属性に関する断片的情報があり、個人名が特定できる可能性のある遺骨がある場合は、そういった情報に基づき取得経緯の如何に関わらず個人名の特定に努める。

また、返還手続の実施状況などについては、関係大学から内閣官房及び文部科学省に随時報告をいただき、その結果を取りまとめてアイヌ政策推進会議及び作業部会で報告することを考えている。

骨子については、論点がまだ詰まっていない部分があるが、こういった方向でさらに検討を深めて、次回の作業部会までに返還の手続のあらかたを示すことができるような形にしたいと考えている。

- 資料中、遺骨と人骨と2つの語が使われているが、整理された方がよい。また、祭祀継承者という言葉について、アイヌの中にそういう祭祀継承者があると考えて使っているのか。
- 祭祀承継者という言葉は、アイヌの方ということだけではなくて、我が国の民法の解釈として使われているもの。
- アイヌの祖先というものは、死んだ人を土に戻すという考え方だから、その墓にお骨を入れて墓参りをしない。だから、葬儀はコタンの人たちはみんなで行っていた。アイヌ協会は、墓地移転改葬事業として、土葬された遺骨を火葬場に持っていき焼骨して日本的な墓としてきたが、これは本当はアイヌの葬送ではない。そこで、日本的な祭祀継承者という考え方とするに当たり、そうしたアイヌの葬儀というもの、遺体に対する考え方などを検討されたかどうかお尋ねする。ここの言葉は、国としてきちっとした方が今後の対応としてよろしいと考える。
- 過去の習慣としてコタン全体で祭祀をされていたことはもちろん承知している。前回部会において実際に遺骨をどなたにお返しするべきかについて議論していただいた。その中で、今の法律、判例の中では、御遺族、御子孫の中でどなたかが墓を守って管理していくという方、祭祀承継者と呼ばれる個人の方にお返しするべきか、それとも例えば地域のアイヌ関係団体などにお返しするべきかどうかということを議論していただいたところ、個人にお返しすることが基本という意見が多かったと理解している。この個人が法律用語で言うところの祭祀承継者と呼ばれる方々となる。

- 諸外国の場合には、こういう遺骨等の返還に当たっては、アメリカで言えばトライブ、集団にお返しするのが基本だが、アイヌ民族に関しては、現在トライブに相当する集団として受けるべき組織があるかということが実は大きな問題で、直ちにこれだということが言えないのであれば、個人にお返しすることを基本とするしかない。その場合に、個人の適格性をどのように定めるかといえ、恐らく現在の法制度のもとでは祭祀承継者という形で特定するしかないということではないか。祭祀承継という日本文化を押しつけるという趣旨でも、それ以外の方法を封ずるという趣旨でもなく、少なくとも現時点ではそれ以外に現実的な返還方法が見当たらないということだと思う。
- 今のような説明が必要。元々、アイヌには墓を守るという考えはない。昭和くらいから、日本的な宗教になってから墓参りなどをするようになった。収集された人たちの時代にはそのような考え方はない。本来であれば、地元のアイヌの人たちに集まってもらって相談してもらるのが筋だろうが、祭祀承継者という日本的な発想で答えると間違いが生じると思ってお尋ねした。
- 大変根本的なご発言で、アイヌ文化の根幹にかかわる事柄を取り扱うに当たって、それとは異なる日本文化の流儀でやっていいのかというのは、あらゆる問題に共通してある論点。今のご発言に関連して留意すべきことは、一つは祭祀承継者というスキームを組んだとしても、実際には誰が祭祀承継者かという特定はなかなか難しいかもしれないということ。もう一つは、今後の検討課題としているが、地域にお返しする可能性を詰めて考えるということ。その際には、具体的に適格性を持った受け手をきちんと確立できるかということについて、検討を深めていかなければならないだろう。
- 文科省の調査は、返還を前提としたものだったのか。
- 大学に調査を行う段階で、象徴空間作業部会報告書の抜粋をつけ、大学で返還できるものは返還して、その後、返還の目途の立たないものは象徴空間に集約するという方針を記載した上で調査を行っており、実際に返還あるいは集約という段階では、個別に改めて話をすることになるが、当然この方針を御存知の上で回答されていると事務局では理解している。
- 前回の部会でも話があったが、遺骨の返還・集約を進めるにあたって、「アイヌの多数の人々の意に反して象徴空間への集約や研究利用を強行するつもりはない」とあえてここで記述する理由がわかりにくい。アイヌの人々の意に反して強行するつもりはないというのは、慰霊施設以外のほかの施策にも共通することではないのか。そもそも慰霊施設は、有識者懇談会において北海道ウタリ協会が機関決定を経て行った政策提言に含まれていたもの。その意味で「アイヌの多数の人々」の意向と受け止められていたはずである。
- 特に人骨の問題についてはいろいろな意見があるかと認識しており、国がアイヌの方々の意に反して無理に象徴空間へ集約しようとしている、研究利用を強行しようとしているなどの懸念に対して、そういう趣旨ではないということを確認にしたいと考えている。
- いろいろな意見がありうる場合に、できるだけ多くの方々に納得していただけるように丁寧な説明が必要だということは当然であるが、これは既に基本的な考え方に盛り込まれている。これに加えて、慰霊施設の部分についてだけこのような記述をするのは、他の施策とのバランスから言って奇異な感じを受けるので、再検討していただければと思う。
- 文化財に認定されている遺骨、副葬品というのは文化財の指定ではないか。こういったものは現状で存在していないのではないか。
- 出土品そのものに文化的な価値が含まれているという認定を都道府県が行うため、条例によって認定されたものを手放してもらうために調整が必要ということ。指定ではない。
- 個人名が特定された遺骨とは、大学が持っている資料で名前が確認されている23体が念頭にあると思うが、個人名が特定されたものについても確認作業が必要であると考えられる。戦没者遺骨の場合も、あらかじめこの遺骨が誰であるという資料があった上で、その遺族の方にDNA鑑定を行うか否かを確認し、DNAが合致した段階で返還している。現在大学が持っている情報だけで先のプロセスに持って行くのは乱暴であり、大学を離れた何らかの機関、ある種の枠組みをつくって、きちんと確認作業を行う必要があると考える。
- 技術的な点で確認したいが、DNA鑑定以外に、例えば遺骨を毀損しない形で確認する手法は今の科学ではないのか。DNA鑑定が一番確実な手法ということか。

- DNA鑑定が基本的にはオーソライズされたやり方だと考えられる。
- DNA鑑定を行う場合の資料として、御遺骨を一部毀損しなくてはいけないということについて、アイヌの方々の中には反対する声があることを踏まえる必要があるのではないかと懸念だが、それでも確実性を担保するためには必要か。
- 現在の技術だと、恐らく1グラムの半分ぐらいあればできると思われるので、確実性を担保するためには、理解していただくようお願いするしかないのではないか。
- 祭祀承継者の特定の方法について、祭祀承継者の特定等御遺骨を受けるべき方を判定することについて、検討すべき課題として残されているものはどのようなものがあるのか。
- 祭祀承継者と遺骨との血縁関係の確認方法や、複数の御遺族がいる場合における祭祀承継者の確実な特定手法などについて、手戻りなく実際に運用に耐えうるスキームの検討などが主だった論点と考えている。
- 個人名が特定できる可能性がある遺骨の取扱いについて、文献調査等により個人名の特定に努めるとあえて記載しているのは、これにより個人名がさらに特定されると見込みがあるということか。聞き及ぶ限りでは、その可能性は極めて少ないということだが。
- 個別のケースに照らしてその可能性があるのかを追究していくということ。
- 明治時代に死んだ方の子孫となるとものすごい数になる。アイヌ協会に参加していない人もいらっしゃる。ガイドラインについては、十分文言の整理をして、アイヌの人たちにも意見を聞いた方がいいと思う。
- 四肢骨と頭骨がバラバラになっている骨については、これが一体になって初めて返還になるのではないか。遺族に返すには、遺骨を一体にする、掘った際の状況に復元するというのを考えなければならぬのではないか。そのために、DNA鑑定の手法を用いて一体に組み上げることは可能か伺いたい。
- 理論的には可能だが、非常に大変な手間がかかるのが現状だと思う。
- 骨学的判定だけでは個体特定できない遺骨の全部又は一部をDNA鑑定することによって個体特定できる遺骨が増える可能性があるが、そのための作業は膨大だということか。
- そういうことである。
- この問題については、本来、諸外国で行われているように地域の集団ないしは団体にお返しするということができれば、お返しできる可能性は、はるかに高まるかと思うが、そのためにはアイヌ民族側や関係自治体の体制をどう整えていただけるかが実は一番大きな課題になろうかと思う。今後そういったことも含め、アイヌの方々や自治体と相談しながら法的論点の整理等々を進めていただきたい。
- 当時発掘したものは名前が書いていないところから発掘してきているのであり、容易に分かる訳がない。DNA鑑定しか方法がないのであれば、それはすごく時間がかかる話。時間をかけてやるのであれば、最初に施設をつくるのが先で、それから研究者が鑑定を行えばよい。
- どういう手法をとれば最も時間をかけずに慰霊の実を上げることができるか。恐らくいろいろ考えなければいけない問題だろうと思う。ただ、今回のガイドライン骨子案は、全国で個体が確認されている1,600体程のうち20数体だけにかかわるものであり、大学における管理状態に不備があったとされていることなどを踏まえると、実はこの20数体についても、確実な返還をするためには、請求人とのマッチングのためのDNA鑑定が必要だという専門的な意見がある。その20数体を除いたほかの1,600体余りについては、さらに多くの問題が残っている。重要なことは最も適切な方に確実にお返しすることであり、少しでも早く進めるべきではあるが、拙速が許される話ではない。
- 博物館とかその他の施設についてはどうなのか。
- 博物館や海外などについては、今後の検討課題であると思っている。
- 大学だけでもこれだけ大変な問題があるので、まずここで基本的な返還に対する考え方を固め、その後、他の博物館あるいは諸外国の問題を検討していくべき。今回のガイドライン骨子案等については、アイヌ民族の意向を基本とし、関係の専門家の御意見なども踏まえて、さらに検討を深めていただきたい。

2 『民族共生の象徴となる空間』に係る検討状況等について

- 象徴空間における文化伝承・人材育成について、現在の検討状況、特に大きな方向性について説明させていただく。

象徴空間がナショナルセンターとして果たすべき役割は、1つ目に象徴空間によって、将来に向けたアイヌ文化の継承を確実なものとして、新たなアイヌ文化の創造・発展につなげていくこと。2つ目に、象徴空間を整備することにより、各地域の文化伝承の取組をより活性化させていくことであると考えている。

こういった役割を果たしていくための検討のポイントは3点あり、1点目、各地域の方々があつ訪れても、象徴空間という場を使ってアイヌ文化を学び、実践し、体験できるような環境を整備すること。2点目、アイヌ文化を総合的・体系的に学んで、象徴空間内外でアイヌ文化の伝承の中核となり得るような人材、特に若い世代を養成していくこと。3点目、象徴空間という場を使い、ここでは職業として文化伝承・体験交流活動等に従事するスタッフを確保していかなければならないということ。

そういった考え方に基づいて、私どもが今考えているのは、人材の育成及び育成した人材にどう象徴空間で活躍していただくかということ。具体的には、1点目、アイヌ文化の主要要素全般に通じた伝承者となる方を養成していくために、現在のイオル事業で行っている担い手の育成事業をさらに強化した総合伝承者育成事業として、アイヌの子弟数名による3年間程度の長期滞在型の研修を設けて、ここで勉強していただく。また、現在の担い手育成事業では研修後の進路が保障されていないが、この研修が終わり優秀な方については、例えば象徴空間でインターンとして2年ほど経験をさせていただいた後、象徴空間のスタッフとして採用するというような新しい形の進路というものが提供できないかということも考えている。2点目、象徴空間の専門スタッフということで、例えば伝承者育成事業のようなもので勉強した方、また外のさまざまな機会勉強された方々、こういった方々の中でやる気と能力のある方々に象徴空間の職員として働いていただき、例えば象徴空間の運営、体験交流活動などに従事しながらアイヌ文化を伝承していただく場所をつくっていけないか、役割をつくっていけないかと考えている。象徴空間では、体験交流活動の企画立案、古式舞踊等の伝承活動や披露、アイヌ語による情報発信など様々な仕事があり得、こうした仕事に従事しながらアイヌ文化を伝承していく、そういったスタッフのポストをつくり、アイヌ文化が世代を通じて確実に伝承されるようなスキームをつくっていくべきではないかということ考えている。

次に、象徴空間における体験交流活動について、象徴空間の中では、例えば現在アイヌ民族博物館で行っている古式舞踊の披露、伝統工芸の実現や体験、イオルの再生事業などでも行っている海、山、川などでの自然の中でのアイヌ文化の体験といったもののほかにも、語り部との対話というような形で、アイヌの方々とは触れ合っていたりするような、各地の古老の方々はこちらでお話を聞けるような機会を作ることなどを考えていきたい。

次に、象徴空間と各地域との関係の考え方（イメージ）について、前回の部会で報告したが、内閣官房において各地で象徴空間について説明した中で、各地の方々からは、象徴空間ができて各地のことを忘れないでほしいと、各地の取組を活性化させてほしいという強い御要望をいただいた。こうした声を踏まえ、現在の基本的な考え方（案）を提案させていただく。イオル再生事業を含めて、現在各地域で行われている文化伝承等の取組は、象徴空間の整備いかににかかわらず引き続き継続する。象徴空間は各地域と連携・協力をしながら、新たに様々な学びや実践の機会を提供する場である、こういった考え方を基本とすることでよいか。象徴空間と各地域との連携や協力の在り方のアイデアとして、象徴空間側ができることは、例えば様々な公開講座の提供、各地での伝承活動への人材派遣など、学びの機会の提供という面が大きくなるのではないかと。また、各地域の側でも、象徴空間という場を使っておいただき、例えば各地の保存会での舞踊を披露していただいたり、工芸作品を展示・販売していただいたり、そういった実践の機会を提供できるのではないかと。こうした連携・協力をしていく中で、象徴空間がナショナルセンターとしての役割を果たしながら、各地域と相互に補完し合い、全体としてアイヌ文化を次世代につなげていく、という目標が達成されるのではないかと考えている。

次に、象徴空間でこういった文化伝承活動を行っていくべきであるかということについて分野別に方向性を整理させていただいた。まず、象徴空間では各地域と連携・協力しながら、アイヌ文化全般にわたって総合的に取り扱っていくことが基本となるであろうと考えている。各分野の例示であるが、

アイヌ語、舞踊・音楽、木彫、刺繍、織物のような工芸、伝統的な儀式、建築、狩猟・漁労・採集・料理などの伝統的な生業、自然素材の確保、こういった様々な分野について、象徴空間で総合的にやっていくべきと考えている。ただし、この全ての分野について、人材を囲い込もうという趣旨ではない。例えば、各地域で優れた人材の方々に講師としてお出でいただいて期間限定で象徴空間で教えていただくとか、あるいは工芸などの高度な技術の習得に当たっては、例えば平取など他地域に行って学んでいただくなど、各地域との連携・協力の仕組みをうまく作り上げていきたい。

アイヌ語については以前の作業部会でアイデアを提案した。舞踊・音楽について、これらを伝えていくという観点からは、各地の保存会なども連携しながら、古式舞踊や音楽を伝承したり、またそれを見せるという観点からは、公演を定期的実施して、例えば今アイヌ民族博物館ではチセの中で古式舞踊の公演をやっているが、それ以外にも夏の天気の良い時期には象徴空間の中央広場ゾーンのような屋外で公演していただいたり、冬の間や雨が降っているときには屋内ホールで公演したり、そういった季節とか天候に対応した環境整備に努めていく。また、各地の保存会の方々によっても舞踊などを披露する機会を設けたり、また現代の舞踊・音楽の創作披露の機会も提供していく。

ほかの分野として、工芸の分野を例にとると、工芸を伝えていくという観点からは、工房やチセなどを活用して、平取、その他地域と連携して、木彫や祭具、刺繍、織物、編み物といった伝統工芸を伝承していきながら、例えば修学旅行生などを対象とした体験学習のような機会も提供する。また、そうした製作活動なども実際に象徴空間を訪れた方々にご覧いただいたり、実際に製作された作品や他地域でつくられた作品などを象徴空間の中で展示・販売したりできるような仕組みを考えていきたい。

また、伝統的儀式については、様々な儀式を調査・研究の成果を踏まえて復元していきながら、機会を捉えて伝承していく。伝統的な家屋、チセについては、体験交流などにももちろんチセというのは使うべきだろうと考えておりますが、それ以外にも屋外展示といった形でさまざまな地域のチセを再現して、一定期間ごとに展示替えをして、その過程を通じてチセの建築技法を伝承していくなどといったことも考えている。

象徴空間全般にわたり、こうした方向を踏まえて、アイヌ文化の伝承活動、また体験交流活動などの内容を詳しく詰めていけるよう、さらに検討を深めてまいりたい。

- フィンランドにサーミと呼ばれる北方民族の方々がおおり、サーミ語を用いている。サーミ語も最近の近代的文化に揉まれてどんどん薄れていくという危機感を持ったイナリという町のサーミの2人の者が、保存活動を始めた。やがて2人の活動が町を動かし、さらには国も動かし、イナリだけかもしれないが、「ことばの巣」という幼児期からサーミ語を覚えさせる環境づくりを始めた。アイヌ語も今は国内で非常に危機的状況にある。たまたまアイヌ語に関心を持った学者がアイヌ語を勉強したから生で聞くこともできる機会が若干あるものの、死語になりつつあり、文献や記録に残されたものだけになるのではと危惧する。資料に書かれていることが本当に実現して、生きたアイヌ語がこれからも脈々と受け継がれていく環境づくりをお願いしたい。また、イオル再生事業を含め、各地域で行われている文化伝承等の取組は引き続き継続するなど説明があったが、象徴空間で勉強するとか、そこに関わりを持つことは非常に難しい地域末端の方まで波及させていただけるような方法を考えていただきたい。
- 昨年の12月に東京である集会があり、参加した子供が、あなたはアイヌ語を話せるのか、歌えるのか、踊れるのか、刺繍できるのか、木彫りできるのかと聞かれ、ほとんどできませんと答えたら、それでもアイヌかいと言われ、その子供は泣いてしまった。アイヌ語は明治の初めに禁止され、日本語を強制された。宗教も禁止された。国としても、これからの取組としてアイヌ語を、あるいはアイヌ民族ということを国民に理解させるような取組をしっかりやってもらいたい。
- 本当に早く行って欲しい。アイヌ語だけの環境をつくってもだめで、全体の環境づくりが大切。象徴空間を早くつくってもらって、アイヌ語が自然に耳に入るような形にしていきたい。
- 地域のアイヌコタンを見ていて、とても重要なのが若手のリーダーだと思っている。ここの総合伝承者育成事業という中でも少しは触れられているが、もっと本当にアイヌ民族としての強いリーダーを養成していくという意義づけをこの中に持ったほうがいいのではないかと。

- アイヌ語だけではなく、アイヌ語に伴うアイヌ本来の精神文化、アイヌとしての精神文化を持った人をまず育成していかなければならない。
- 総合伝承者育成事業、アイヌ文化の主要要素全般に通じた総合伝承者となっているが、主要要素に着目すると、どうしても分野別の特出しになってきてしまう。心、精神性のような、要するにアイヌの世界観のようなものが根底にあって、その上にアイヌ文化の各分野が成り立っているのだ、ということがわかる書き振りの方がよいのではないか。
- その辺も含めて次回修正したい。

3 政策の対象者の認定について

- 前回の部会で対象者の考え方ということで、その方向性を確認していただいた。本日は、前回、今後の検討課題とした4点について検討状況を報告させていただくので、これをもとに具体的な議論をお願いしたい。

1点目、実施機関の設置及び役割について、検討上の留意事項として4つ説明させていただく。1つ目、実施機関はアイヌ民族に対する理解があること。2つ目、民族の構成員を民族みずからが決定することは、民族政策の先進国では一般的になっているということ。3つ目、透明性・客観性のある手法が求められるということ。4つ目、実施機関は、アイヌ民族政策に係る事務処理経験があることが望ましいこと。

次に、想定される業務内容について事務処理の手順について説明させていただく。①申請者御本人のところで戸籍等の収集をしていただく。②戸籍等の資料を添えて実施機関へ申請する。③実施機関では、申請書、戸籍等の書類を審査する。④③で確認できない場合、他の方法によって確認をする。⑤申請者に対して確認できた場合、推薦書を発行する。⑥申請者から奨学金の申込みとともに推薦書を大学に提出する、という流れを考えている。

2点目、戸籍等で証明できない場合の確認方法については、客観性があり、簡便な方法とすることを留意することとする。確認方法としては、1つ目、北海道アイヌ協会の会員名簿との関係を確認する。2つ目、アイヌに関する資料により確認する。3つ目、アイヌの方あるいは研究者等の御意見を聞いて確認するといった3つを想定している。

こういったことから、実施機関については北海道アイヌ協会が適当ではないかと考えている。それとともに、透明性や客観性に留意するため、有識者による第三者の関与が必要ではないかと考えている。

3点目、奨学金に関する具体的な事務処理手順について、現在文部科学省において検討中の案を説明する。大学の合格発表後、申請者が必要書類を収集することになるが、ここでは一番遅い例として3月末の合格発表ということとしている。それより前に合格を発表するところもあるので、戸籍等を集めるという準備は可能であると思う。ただし、奨学金の説明会が大学では4月に入学してから行われるため、奨学金の申請書類の準備や日本学生支援機構（JASSO）の審査を経ると、どうしても最終的には奨学金が7月ぐらいに支払われることになる。

4点目、その他として幾つか説明する。1つ目、婚姻及び養子縁組に係る離婚した場合の施策対象者について、まず、アイヌと和人の夫婦について、離婚された場合は和人の方は施策対象外となる。次に、和人の養子のケースについて、両親ともアイヌであれば、両親が離婚した場合、いずれが親権者になってもアイヌのお子さんということで対象となる。次に、片方の親が和人の方でこの方が親権者となった場合は、おさんは施策の対象外となるということで考えている。2つ目、これまでの生活実態調査作業部会における予備的検討などにおいて、宿題のような格好になっていたものがあったので、改めて確認をしていただきたい。まず、除かれた戸籍の保管状況について、北海道内全188市区町村に対し保管状況の調査を行い、全市町村から回答を得た。結果、廃棄、焼失等があると回答のあった市区町村が57。廃棄、焼失等がないと回答のあった市区町村が131であった。次に、樺太の戸籍の保管状況について、外務省に確認した結果、当時の樺太の42市町村のうち6か村分の戸籍除籍が保管されており、申請によって写しの交付事務を行っている、ただしアイヌに限った資料はないとの回答を得た。次に、北方領土及び千島の戸籍の保管状況について、釧路地方法務局の根室支局において一

部を保管しており、記載事項証明書の交付を行っているとの回答を得た。

続いてアイヌに関する資料について確認中のものとして、1つ目は、今回戸籍では確認できない場合にほかの資料を使うということで提案したが、利用可能な書籍等の資料について、複数の有識者の方に確認をお願いしている。2つ目は、人口統計について生活実態調査作業部会において一度確認したが、改めて他にも使える資料がないかということも含めて、現在、北海道庁に確認をお願いしている。

- 本日の報告の性格は、現時点での検討状況の中間報告的なものというより、かなり煮詰まっているものということか。
- 今回、実施機関などの提案もさせていただいているので、了解いただければ次の部会である程度の整理をしたいと考えている。
- これはアイヌの子弟の独自の奨学金制度ではなく、日本学生支援機構に道外のアイヌを取り入れることにしか見えない。後々北海道と道外とが1つの奨学金制度になったときに、道外のアイヌがここに入れられるということは、道内で実施している今の奨学金制度は無くなるということではないか。今北海道でやっているアイヌ民族独自の奨学金制度を道外のアイヌにも展開させようとしていないのが不満である。また、実際にお金がなくてこの奨学金制度を使って子供を大学に入れたいのだという親の立場からは、貸付の決定通知が来て、奨学金をもらえるのが7月。入学が決まった時点の3月とかに入学金などを納めて、まず最初の学費を納めることができないから進学させられない親たちが多いのに、7月では実際に使えないのではないか。奨学金が支給されるまで待てない人たちを考えた奨学金制度として欲しい。
- 支給されるのが7月ということになれば、最初は4月、5月分は少なくとも授業料を納めなければいけない。でも、それができないということをどうカバーするかが論点で、例えば授業料の納付そのものを待ってもらおうということは可能であるのか。
- 国立大学の場合、授業料等の免除申請を行うことで支払いが猶予されるので、7月に奨学金を受け取ってから支払うことが可能だと思われる。私立大学についても同様の制度があると承知している。ないところは追隨していただけないかとは思う。
- 国立大学の場合には授業料免除の制度で何とか対応していただいて、私学の場合には私学独自の判断になるけれども、それにならうように努めていただきたいという話のようである。
- アイヌの方の場合、奨学金とは別に授業料の免除ということ为国としては考えているということか。
- アイヌの方に限った制度ではなく、一定の基準に基づいた授業料等の免除の制度がある。ただいまの説明は基準に関係なく、奨学金が支給されるまでの間の方法の一つとして説明したものであり、特別な制度を検討している訳ではない。
- 婚姻及び養子縁組による対象者について、先ほどの説明はあくまでも養子の場合であり、アイヌの方と和人が結婚されて実子が生まれた場合について、離婚後親権を和人の女性、母親が持ったときにその実子は対象になるということか。
- 対象者の原則に戻ることであり、対象となる。
- 確認スキームの手順に関してはこれでよいと思うが、制度を運用するときに当たっての煩雑さ、あるいは時間のタイムラグみたいなものがある。ゆくゆくは道外も含めて厚生労働省の労働対策にもあったような形の個人認定のパスのような形を実際の運用にあたっては想定して認定の作業をしていくべきではないかと思う。
- 実施機関は北海道アイヌ協会が適当ではないかという提案があるが、協会としては、受けるかどうかについてどうお考えか。
- 協会がいいと思うのだけれども、ただ、これからどういう認定の仕方がよいかなど議論が必要かと思う。
- 大筋としては、実施機関として北海道アイヌ協会を想定するということがよいか。
- よいと思う。
- 個人認定の問題については、懇談会報告書の段階でも、透明性、客観性に留意してという文言があったかと思うが、それを担保するために第三者の関与が必要という指摘があるが、第三者による関与

の仕方についての具体的なイメージは持っているか。

- アイヌ協会において第三者を何名か集めて委員会のようなものをつくり、その中で最終的な審査をするというのがよいのではないかと考えている。
- アイヌ協会の判断を最終決定とするのではなく、第三者機関と言うかどうか分からないが、そこが最終判断をするように持っていきたいということか。
- そのとおり考えている。
- 全ての対象を第三者機関で審議するのか。書類では判断できないところだけではないか。
- 最終的に全てを対象として審査するよう考えている。
- 基本的には協会が行うのはよいとしても、協会だけでという形では事務量などいろいろな検討材料があるので、もう少し具体的な想定などをしながら詰めていかなければならないと思う。

その他

- 本日予定していた議題4は次回にまわさせていただく、また、昨年と同様に当作業部会の検討状況については、アイヌ政策推進会議に報告することとされているので、次回の部会では、道外アイヌの生活実態調査を踏まえた全国的な見地からの施策の進捗状況について、これまで当作業部会で議論してきた内容の取りまとめを行いたいと考えている。
- 次回は、6月14日金曜日の開催を予定している。詳細は別途連絡させていただく。

(以上)